

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月4日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第5号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域手当) 第42条 地域手当の月額は、大阪府の区域に在勤する職員については、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の12.8</u> を乗じて得た額とする。	(地域手当) 第42条 地域手当の月額は、大阪府の区域に在勤する職員については、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の11.8</u> を乗じて得た額とする。
2 (略)	2 (略)
(通勤手当) 第44条 (略) (1) (略) (2) (略) ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以	(通勤手当) 第44条 (略) (1) (略) (2) (略) ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以

上 35キロメートル未満である職員
19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

2～6 (略)

(宿日直手当)

第50条 宿日直手当の額は、条例第15条の勤務1回につき6,900円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,450円とする。

2 (略)

(期末手当)

第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内

上 35キロメートル未満である職員
18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

2～6 (略)

(宿日直手当)

第50条 宿日直手当の額は、条例第15条の勤務1回につき6,700円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,350円とする。

2 (略)

(期末手当)

第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の105を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、

に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

3～6 (略)

(勤勉手当)

第55条 (略)

(1) 条例第18条の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定管理職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額

(2) 条例第18条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

2～6 (略)

又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

3～6 (略)

(勤勉手当)

第55条 (略)

(1) 条例第18条の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 条例第18条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

2～6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				

	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							
	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額									
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)																																				
第2条 (略)	第2条 (略)																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>655,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>765,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>893,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>634,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>740,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>864,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>405,000</u>																																				
2	<u>455,000</u>																																				
3	<u>508,000</u>																																				
4	<u>574,000</u>																																				
5	<u>655,000</u>																																				
6	<u>765,000</u>																																				
7	<u>893,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>392,000</u>																																				
2	<u>440,000</u>																																				
3	<u>492,000</u>																																				
4	<u>555,000</u>																																				
5	<u>634,000</u>																																				
6	<u>740,000</u>																																				
7	<u>864,000</u>																																				
2～4 (略)	2～4 (略)																																				
第3条 (略)	第3条 (略)																																				
<p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項並びに同規程第55条第1項第1号の規定の適用については、同規程第52条第1項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに任期付職員規程第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」と、同規程第55条第1項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項並びに同規程第55条第1項第1号の規定の適用については、同規程第52条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに任期付職員規程第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」と、同規程第55条第1項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>																																				

(大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
自転車等の使用距離（片道）	支給額	自転車等の使用距離（片道）	支給額
（略）	（略）	（略）	（略）
10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>9,600</u>	10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>9,400</u>
15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>13,200</u>	15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>12,800</u>
20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>16,800</u>	20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>16,200</u>
25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>20,500</u>	25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>19,700</u>
30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>24,200</u>	30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>23,200</u>
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>27,900</u>	35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>26,700</u>
40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>31,400</u>	40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>29,900</u>
45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>36,200</u>	45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>33,300</u>
50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>41,100</u>	50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>36,800</u>
55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>45,900</u>	55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>40,200</u>
60キロメートル以上	<u>50,700</u>	60キロメートル以上	<u>43,600</u>

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第16条関係）

職員	勤務成績			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職員	100分の121.75以上 100分の322.5以下	100分の113.25以上 100分の121.75未満	100分の104.75	100分の104.75未満
特定 理事級職員及	100分の151.75	100分の138.25	100分の124.75	100分の124.75

管理 職員	び部長等級職 員以外の職員	以上 100分の382.5以 下	以上 100分の151.75 未満		未満
	理事級職員及 び部長等級職 員	100分の138.25 以上 100分の382.5以 下	100分の130.75 以上 100分の138.25 未満	100分の123.25	100分の123.25 未満

別表第5（第17条関係）

職員	勤務成績		
	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の 職員	100分の54以上	100分の50.5	100分の50.5未満
特定管理職員	100分の64以上	100分の60.5	100分の60.5未満

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）の規定（第52条第1項及び第2項並びに第55条第1項の規定を除く。）、第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）第2条第1項の規定及び第3条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（以下「新通勤手当規程」という。）の規定は令和7年4月1日から、新給与規程第52条第1項及び第2項並びに第55条第1項の規定並びに新任期付職員規程第3条第2項の規定並びに附則第3項から第7項までの規定は同年12月1日から適用する。
（期末手当等の額に関する特例）
- 3 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「給与条例」という。）第17条に規定する基準日が令和7年12月1日である期末手当に係る新給与規程第52条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、同条第2項中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 給与条例第18条に規定する基準日が令和7年12月1日である勤勉手当に係る新給与規程第55条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の

51.25」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」とする。

5 前項に規定する勤勉手当に係る第4条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「新期末勤勉手当規程」という。）別表第4及び別表第5の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、それぞれ附則別表第1及び附則別表第2の規定を適用する。

6 給与条例第17条に規定する基準日が令和7年12月1日である期末手当に係る新任期付職員規程第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の96.25」とあるのは「100分の97.5」とする。

7 給与条例第18条に規定する基準日が令和7年12月1日である期末手当に係る新任期付職員規程第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の88.75」とあるのは「100分の90」とする。

（内払）

8 新給与規程、新任期付職員規程、新通勤手当規程又は新期末勤勉手当規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程、第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程、第3条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程又は第4条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の規定に基づいて令和7年4月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程、新任期付職員規程、新通勤手当規程又は新期末勤勉手当規程の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1（附則第5項関係）

職員		勤務成績			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職員		100分の124以上 100分の322.5以下	100分の115以上 100分の124未満	100分の106	100分の106未満
特定管理職員	理事級職員及び部長等級職員以外の職員	100分の143以上 100分の382.5以下	100分の134.5以上 100分の143未満	100分の126	100分の126未満
	理事級職員及び部長等級職員	100分の158.5以上 100分の382.5以下	100分の141.5以上 100分の158.5未満	100分の124.5	100分の124.5未満

附則別表第2（附則第5項関係）

職員	勤務成績		
	優秀	良好	良好でない

特定管理職員以外の職員	100分の54以上	100分の51.75	100分の51.75未満
特定管理職員	100分の64以上	100分の61.75	100分の61.75未満